

大阪府感染症対策審議会 感染症対策部会 設置要綱

(設置目的)

第一条 大阪府感染症対策審議会規則（平成二十八年大阪府規則第八十四号。以下「規則」という。）第六条第一項第一号の規定に基づき、大阪府における感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第一項に規定する感染症をいう。）の新たな発生の状況及び動向への対応並びに新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項を調査審議するため、大阪府感染症対策審議会（以下「審議会」という。）感染症対策部会（以下「部会」という。）を設置する。部会は、感染症法第十条の二に規定する都道府県連携協議会の機能を併せ持つものとする。

(職 務)

第二条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 感染症法第十条に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画に関する事項
- 二 特措法第七条に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、感染症の新たな発生の状況及び動向への対応に関する事項

(組 織)

第三条 部会は、審議会の会長が指名する委員二十名以内で組織する。

- 2 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く）の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員は、前任委員の残任期間とする。
- 3 規則第六条第四項の規定に基づき、部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会に、部会長が指名する副部会長一名を置く。
- 5 部会長は、部会を代表し、規則第六条第五項の規定に基づき、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第四条 部会は、部会長が招集し、主宰する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 規則第六条第七項の規定に基づき、前項の規定による部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を委員に回付又は持ち回りし、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。

(報 酬)

第五条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶 務)

第七条 部会の庶務は、健康医療部保健医療室医療・感染症対策課において行う。

(委 任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。